

第七十五回 帝國議會院

會計檢查院法中改正法律案委員會議錄(速記)第八回

| | | |
|---|--------------|---------------------------|
| 出席委員左ノ如シ | 委員長 古屋慶隆君 | 昭和十五年三月十五日(金曜日)午後一時二十八分開議 |
| 理事則元卯太郎君 | 理事木原 七郎君 | |
| 理事金澤 正雄君 | 福田關次郎君 | 長井 源君 |
| 菊地養之輔君 | 星 一君 | 庄司 一郎君 |
| 出席政府委員左ノ如シ | 内閣恩給局長 平木 長井 | 源君 |
| | 内閣統計局長 川島 星島 | 松村 光三君 |
| | 司法政務次官 孝彦君 | |
| 司法省民事局長 | 星島 二郎君 | |
| 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ | 坂野 千里君 | |
| 會計検査院法中改正法律案(政府提出) | | |
| 委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) | | |
| 大正十一年法律第五十二號中改正法律案(統計資料實地調査ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付) | | |
| 裁判所構成法中改正法律案(政府提出) | | |
| 恩給法中改正法律案(政府提出) | | |
| ○古屋委員長 是ヨリ開會致シマス——長 | | |

○長井委員 私ハ恩給ノコトニ付テハ一向詳シクナイノデアリマスガ、恩給亡國ト云フ言葉ガ時々出ルノデアツテ、此ノ儘行クト國家ノ財政ガ、恩給ノ爲ニ大變ナ影響ヲ受ケルノデハナイカト云フ ヤウナ趣旨ニ聞エテ居ルノデアリマスガ、併シ私ハ恩給ヲヤルコトガ善イノ惡イノト云フノデハアリマセヌガ、恩給ノ制度ノヤリ方ニ依ツテハ、亡國ト云フヤウナコトモナク行ケルノデハナイカ、斯ウ云フ風ニモ考へラレルノデス、第一ニ私ハ恩給デ一番困ツタモノハ、若イ時ニ職ヲ辭メテ恩給ヲ取ル、是ガ恩給トシテ一番困ツタモノデナイカト思ツテ居ルノデアリマス、例ヘバ警察官デアルトカ、或ハ小學校アタリノ先生デアルトカ、斯ウ云フ人々ハ此ノ頃ハ恩給年限ガ多少延バサレハ致シマシタケレドモ、例ヘバ巡查ノヤウナモノデアリマスト、若クテ任官ヲ致シマシテマダ勤キ盛リニ辭メテ恩給ヲ取ツテ、他ノ良イ職業ニ轉ズルト云フヤウナ傾向モ、今日マデハ度々アツタ譯デアリマス、サウシマスト一年ノ額ハ僅カノヤウデアリマスケレドモ、ソレヲ一生支給スルト云フコトニナリマスカラ、是ガ縱ニモ横ニモ積ツテ、恩給ノ額ガ非常ニ多クナルノデハナイカ、

ニ付テノ當局ノ考ヘ如何テヨサイマセウガ
私ハ一旦警察官トシテ奉職ヲシタ限りハ、
或ハ又小學校ノ教育者トシテ職ヲ奉ジタ限
リハ、所謂終身御奉公ヲスベキモノデアル、
ソレヲ良イ仕事ガアツタナラバ他ニ變ラウ、
或ハ恩給ヲ取ツテ多少ノ生活ノ基礎ヲ得テ
置イテ、サウシテ他ニ變ラウナドト云フコ
トハ、是ハ終身御奉公申上ゲルト云フヤウ
ナ最初ノ出發カラ申シマシテ、甚ダ面白ク
ナイコトデアル、サウ云フコトニ爲ニ却テ恩給ヲ
ト、其ノ間ニ本當ニ仕事ニ身ガ入ラナイト
云フヤウナコトモアリマシテ、是ガ偶、恩
給制度ガアルト云フコトノ爲ニ却テ恩給ヲ
取ツタラ辭メヨウ、斯ウ云フ風ナコトニナ
ツテ來ル傾向モナイトハ申サレナイノデア
リマス、東京市内ニ於キマシテモ乃至地方
ニ於キマシテモ、先づ警察官ガ五十歳ニナ
リマスト、モウ何處ノ署長モ辭メナケレバ
ナラヌト申シテ居リマス、警察署ノ署長ノ
如キハ、想像致シテ見マシテモ、五十歳以
上ニナリマシテカラ本當ニ良イ警察事務ガ
テ、初メテ警察官ト云フモノノ警察權ノ行
使ガ旨ク行クノデアリマス、ソレヲ親不孝

ノ意見スル資格モナイヤウナ、若イ警察官
バカリニナリマシテハ、事務的ナコトハ、
ソレデ宜イカモ知レマセヌガ、本當ノ警察
行政ト云フモノハ旨ク行クモノデハナイ、斯
ウ云フ趣旨カラモ、一生御奉公ヲ遂ゲサセ
ル、サウシテ本當ニ御役ニ立タナクナツタ
時ニ辭メサセル、其ノ時ニハ相當多額ノ恩
給ラヤリマシテ、老後モ養ヘマスシ、子孫
ノ爲ニモ生活ノコトヲ心配シナイデモ宜イ、
斯ウ云フ風ニシテ、ドウシテモ一生御奉公
申上ダルト云フ趣旨ヲ貫徹セシムナクテハ
イケナイト思フノデアリマス、警察官ニナ
リマスト、或ハ司法ノ警察官ナドニ携ハリ
マスノハ犯人ノ逮捕其ノ他ガアリマシテ、
相當若イ者ノ力ガ要リマスケレドモ、ソレ
ハ補充サレタ若イ者デ出來ルト思フ、何時
モ一生御奉公申上ダルト云フ氣持ヲ持タセ
テ行カネバナラヌ、サウ云フコトニナリマ
スト、結局恩給ト云フモノモ本當ノ意義ヲ
發揮シ、是ガ亡國的ナ縦横ニ數ノ上ツテ來
ルト云フコトモ、非常ニ減ルノデハナイカ
ト考ヘテ居ルノデアリマス、小學校ノ先生
ノ如キモサウデアリマシテ、現今デハ多少
人ガ足リナクナツタ關係カラ、詰腹ヲ餘リ
切ラセナクナリマシタケレドモ、一時ナドニ
ハ、大體小學校ノ校長モ五十歳ニナルト、

付託議案
會計檢院法中改正法律案（政府
提出）又ハ第六八號
スル法律案（政府提出）貴族院送付
付（第五八五號）
大正十五年法律第五十二號中改正
法律案（統計資料實地調查ニ關ス
ル件）
六一號
裁判所構成法中改正法律案（政府
提出）又ハ第七八號
恩給法中改正法律案（政府提出）
第八號
改正法律案（政府提出）

モウソロ／＼首方涼シクナル、私ハ本當ノ小學校ノ教育者トシテ良イ教育ノ出來ルノハ、ヤハリ五十歳過ギテガラ、頭ニ霜ヲ戴イテ來テ、自分ノ子供モ教育シテ、其ノ經驗ヲモ加ヘテ、サウシテ教育ノ仕事ニ携ハルト云フコトデ、本當ノ教育ガ出來ル、斯ウ云フ風ニ常々見テ居ルノデアリマス、是ト丁度恩給トハ關聯ヲ持ツテ居リマス、サウ云フ風ニシマシタナラバ、官吏ノ本當ノ率ヲ以テ膨脹シナイデ濟ムノデハナイカ、味ヒノアル實績、或ハ教育ノ味ヒアル實績ガ舉リマスシ、又恩給ノ額モ非常ニ大キナ率ヲ以テ膨脹シナイデ濟ムノデアリマスガ、此斯ウ云フ風ニ見テ居ルノデアリマスガ、此ノ點ハドンナモノデゴザイマスカ

ト云フ風ナ實情ニ現在アルノデアリマス、サウ云フ風ナニツノ要求ガアリマシテ、之ヲ如何ナル所デヤルカト云フコトハ、非常ニ難カシイ問題デアリマスル方、今度改正致シマシタノモ大體其ノ考カラ致シタノデアリマシテ、只今御述ニナリマシタヤウナ若年者ノ恩給ノ一部停止、或ル程度停止ノ額ヲ多クスル、又多額所得者ノ方モ、或ル程度停止額ヲ多クシテ貰フト云フコトニ、今度改正致シタ譯デアリマス、更ニ遡ツテ、若イ者ガ恩給ヲ貰ツテ直グ退職シナイマシテ、ソナ制度ニシタナラバ、更ニ一層效果ガアルノデハナイカ、モツト徹底シタヨニナリハセヌカト云フ御意見デゴザイマシテ、ソレハ一應御尤モナ御意見デゴザイマスルガ、唯此ノ問題ニナリマスルト、是ハ非常ニ大キナ問題ニ關係シテ來ルノデハナイカト思フノデアリマス、例ヘバ英吉利ノコトハ能ク存ジマセヌガ、英吉利アタリデアリマスト、六十歳ニナツテ初ヌテ恩給ヲヤルニヤウニシテ、六十歳マデハ恩給ヲヤラナイ、之ヲ反面カラ申シマスルト、大體惡イコトガナケレバ六十歳マデハ皆役所ニ使ツテヤル、斯ウ云フ風ナ制度ニナツテ居リマスカラ、六十歳デ辭メタ者ニ恩給ヲヤルト云フコトニナツテ居ルヤウナ状況デアリマスルガ、之ヲソレデハ日本ト比較シテ見ルト、ドウモ日本ウカト云フコトニナリマスト、ドウモ日本ト英吉利トハ根本的ニ國情ガ違フノデハナカト、私ハ考ヘテ居リマス、色々違フ點ガアリマスガ、其ノ中デ一番大キナ違フ點ハ、日本ハ何ト申シマシテモ毎年人口ノ増加ガ非常ニ多い、英吉利ハ御承知ノ通リ人口ノ増加ガ餘リアリマセヌ、サウ云フ状況デアリマスカラ、古イ人ガイツマデモ仕事

ニ止ツテ居レル、日本ハ此ノ頃少シ状況ガ
違ツテ來マシタガ、今マデハ、ドウモ人口ノ
割合ニ仕事ガ少イ、職業ガ少イ、隨て若イ
者ヲ遊バセテ置ク譯ニ行キマセヌカラ、自
然老人ト申シマスカ、餘リ老人デナクテ
モ辭メナケレバイケナイヤウナ、人口的ナ
問題ガ大キナ問題ニナツテ居ルノデハナカラ
ラウカ、斯ウ云フヤウニ考ヘルノデアリマ
シテ、日本ノ方モ此ノ頃ハサウモ行カナク
ナツテ多少違ツテ來マシタガ、大局カラ見
マスト、ソレガ相當大キナ原因デハナカラ
ウカ、サウ云フヤウニ考ヘルノデアリマス、
唯ソレハ大局カラ見タダケデアリマシテ、
個人的ニ見マシタラバ、或ハ恩給ヲ貰フ
爲ニ役人ヲシテ居ツテ、恩給方付イタラ辭
メルノダト云フ、是ハ無イ譯デハナイト云
フコトモ想像シマスシ、或ヘ其ノ他ノ理由
ニ依リマシテ、若クテ辭メル人ガナイトモ
限リマセヌガ、若シサウ云フコトガアルトス
レバ、是ハ官吏ノ任免ノ問題トシテ、私力
一寸答辯ヲ致シ兼ネマスガ、政府トシテ
モ考ヘナクテハイカヌ問題ダト思ヒマスカ
ガ、其ノ根本ニ遡リマスト、サウ云フ大キ
ナ問題ニ打ツカツテ來ルノデハナイカ、唯
此ノ頃ハ多少其ノ事情ガ違ツテ居リマスカラ
ラ、今後ノ情勢ノ變化ヲ見マシテ此ノ問題
ハ又考ヘナクテハイカヌ問題デハナカラウ
カ、隨ヒマシテ今年ハサウ云フ問題ニ觸レ
マセズニ停止ノ率ヲ殖ス、若イ者ガ恩給
依存ノ念ヲ持ツノハ宜クナイト云フ意味
デ、停止ノ率ヲ殖ヤス、斯ウ云フ風ニシタ
譯デアリマス

カラ、年寄ガ何時マデモ年ヲ取ウテモ働く
テ居ツタノデハ、先ガ聞ヘテ來ルノデ罷メ
サセルト云フ傾向ニナリマシタコトハ、是
ハ寧ロ困ツタ現象デアル、幸ニシテ愈、大陸
へ向ツテ出テ行クト云フヤウニナリマシタカラ、
今後ニ於キマシテハ、英吉利ヲ其ノ儘真似
ル譯デハアリマセヌケレドモ、一生御奉公
申上ゲテ行クト云フヤウナコトニ依ツテ、
恩給ト云フモノノ總額ヲ減ラスコトガ出來
ルノデハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リ
マス、ソレカラ只今局長カラ御話ガアリマ
シタカラ氣ガ付イタノデゴザイマスガ、一
般ノ豫算ガ非常ニ多クナツテ、恩給ノ歩合
ガ非常ニ小サクナツテ來マシタケレドモ、
ソレハ幾ラ小サクナツテモ宜イ、併シ恩
給ヲ遣ラナイデ、宜イト云フ趣旨ニ於テデ
ハナク、今私ガ申上ゲマシタヤウナ趣旨ニ
於テ、成ベクサウ云フコトニチツタナラバ
宜イト考ヘル次第アリマス

ニ盡シテ來タ功績ノアル人達デアリマス、是ハ私
是等ニ付テハ難シイ問題カモ知レマセヌ
ガ、何トカ良イ方法ハナイモノデゴザイマ
セウカ、各國ノ例ナドモゴザイマセウシ、

他ニ例ガナクトモ持ヘテモ宜イ譯デアリマ
スガ、サウ云フコトニ付テ恩給局アタリデ
ハ御考ヘニナツタコトハゴザイマセヌデセ
ウカ

○平木政府委員 其ノ問題ハ市町村ノ吏員
ト、議員其ノ他ノ方ト分ケテ考ヘナクテハ
イカヌト思フデスガ、勿論大キイ市ナドデ
ハ、吏員ニ對シテ恩給法ハ關係アリマセ
スケレドモ、大體是ト似通ツタ制度ヲ設ケ
テ居ル譯デアリマス、小サイ町村ナドデハ
サウ云フ制度ガナイノデ、待遇ガ非常ニ惡
イト云フ意味デ、色々内務省アタリデ考究
サレテ居ルヤウニ伺ツテ居リマス、是ハ私
ノ方ノ主管デハナイモノデスカラ詳シイコ
トハ申上ゲ兼ネマスガ、色々研究ニナツテ
居ルヤウニ聞イテ居リマス、ソレカラ市町
村會議員其ノ他ノ議員ノ方ニナリマスト、
是ハ違フノデアリマシテ、例ヘバ官吏ト議
員トハ一寸性質ガ違フノデス、ト申シマス
ノハ、御承知ノ通り官吏ハ他ニ收入ヲ得ル
途ヲ全部塞イデ、一意專心公務ニ服スルト
云フ建前ニナツテ居リマス關係上、サウ云
フ者ノ老後ヲ保證スルト云フ建前デ出來テ
居リマスノデ、吏員其ノ他ノ方トハ多少其
ノ點ガ違フノデハナイカ、私ガ斯ウ申上げ
マスト、自分ダケ取ツテ他ノ方ハ少シモ構
ハナイヤウニ御考ヘニナルカモ知レマセヌ
ス、唯恩給法以外ノコトデ何カ方法ガアル
ガ、ドウモ現在ノ恩給法其ノ他ノ考ヘ方カ
ラ行キマスト、サウ云フヤウナ差別ヲ設ケ
テ居リマス、恩給法ノ關係ハサウ云フ譯デ
ス、

カドウカト云フコトニナリマスト、是ハ私
一寸其處マデ調べテ居リマセヌシ、又所管
デハゴザイマセヌカラ、何トモ申上げ兼ネ
マス

○金澤委員 恩給法ノ方デスガ、先程一寸
申上げマシタガ、今度ノ改正ニ依リマシテ
一體ドウ云フ計算ニナルノカ、増加スル分
モアリマスシ減ズルモノモアリマスガ、改
正シナカツタ場合ト今度此ノ案ガ通ツタ場
合トノ大凡ノ計算ヲ知リタイト思ヒマス、
是ハハツキリシタコトデナクトモ宜シウゴ
ザイマスガ、大體改正ノ項目別ニ伺ヒタイ
ト思ヒマス、此ノ次ノ會マヂニ作ツテ置イ
テ戴キタイト思ヒマス、大體ノ數字デ結構
デゴザイマス

○古屋委員長 速記ノ都合ガアルサウデア
リマスカラ、本日ハ是デ散會致シマスガ、
實ハ今日討議ニ入ル所デシタケレドモ、
色々ノ都合上討論ハ次會ニスルコトニ致シ
マス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後一時五十分散會

昭和十五年三月十五日印刷

昭和十五年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局